省　令

○厚生労働省令第十三号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十八条及び第百十五条の二並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十五条第一項及び第四十九条の四の規定に基づき、労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七級の項身体障害の欄第一二号中「女性の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項身体障害の欄第一一号の次に次の一号を加える。

一一の二　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二第十二級の項身体障害の欄第一三号を次のように改める。

一三　削除

別表第二第十二級の項身体障害の欄第一四号中「女性の外貌」を「外貌」に改め、同表第十四級の項身体障害の欄第一〇号を削る。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七級の項身体障害の欄第一二号中「女性の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項身体障害の欄第一一号の次に次の一号を加える。

一一の二　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第一第一二級の項身体障害の欄第一三号を次のように改める。

一三　削除

別表第一第一二級の項身体障害の欄第一四号中「女性の外貌」を「外貌」に改め、同表第一四級の項身体障害の欄第一〇号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（労働基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に生じた労働基準法の規定による障害補償の事由に係る障害に関する労働基準法施行規則別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置等）

第三条　この省令の施行前に生じた労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による障害補償給付又は障害給付（以下「障害補償給付等」という。）の支給事由に係る障害に関する労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第一の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤（法第七条第一項第二号の通勤をいう。以下同じ。）により死亡した場合における当該労働者の遺族（法第十六条の二第一項の遺族をいう。以下同じ。）の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

3　この省令の施行前に生じた障害補償給付等の支給事由に係る障害であって、この省令による改正前の労災則別表第一第一二級第一三号又は第一四級第一〇号に該当するもの（平成二十二年六月十日前に障害補償給付等に関する決定を受けた者に係るものを除く。）については、第一項の規定にかかわらず、当該障害に係る障害補償給付等の支給事由が生じた日から、この省令による改正後の労災則別表第一の規定を適用する。

4　第二項の規定にかかわらず、この省令の施行前に生じた労働者の業務上の事由又は通勤による死亡について、法の規定による遺族補償給付又は遺族給付（以下「遺族補償給付等」という。）が支給される場合であって、当該労働者の遺族に、この省令による改正前の労災則別表第一第一二級第一三号又は第一四級第一〇号に該当する障害を有する者があるとき（当該死亡に関し、平成二十二年六月十日前に遺族補償給付等に関する決定を受けたときを除く。）における当該遺族の障害の状態に関する労災則第十五条の規定の適用については、同条中「身体に別表第一」とあるのは、「身体に労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十三号）第二条による改正後の別表第一」とする。

○厚生労働省令第十四号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十七条第一項及び第二項並びに第百五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

第百十四条第四項中「が八級」を「が別表第二に定める一級」に改め、「障害年金又は」を削り、同項第一号中「十三級」を「別表第二に定める六級」に改め、同項第二号中「八級」を「別表第二に定める一級」に改め、同項第三号中「五級」を「別表第一に定める五級」に改める。

第百七十三条第一号中「第八条第三項、」を削り、「第十三条」の下に「、第二十六条」を加え、「第三十六条第三項」を「第三十六条第二項」に、「及び第三十八条第二項」を「並びに第三十八条第二項及び第六項」に改める。

第百九十一条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　第四十条第一項の規定による被保険者証の受領

別表第一の七級の項障害の状態の欄第一二号中「女性の外貌」を「外貌」に改める。

別表第二の二級の項障害の状態の欄第一五号を第一六号とし、同号の前に次の一号を加える。

一五　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二の五級の項障害の状態の欄第一四号中「男性の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同欄第一五号を削り、同表の七級の項障害の状態の欄第一〇号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2　この省令の施行前に生じた船員保険法の規定による障害年金又は障害手当金（以下「障害年金等」という。）の支給事由に係る障害に関する船員保険法施行規則（以下「船保規則」という。）別表第一又は別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この省令の施行前に被保険者又は被保険者であった者が職務上の事由又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第二号の通勤をいう。以下同じ。）により死亡した場合における当該被保険者又は被保険者であった者の遺族（船員保険法第三十五条第一項の遺族をいう。以下同じ。）の障害の状態に関する船保規則別表第一又は別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

4　この省令の施行前に生じた障害年金等の支給事由に係る障害であって、この省令による改正前の船保規則別表第二の五級第一四号又は七級第一〇号に該当するもの（平成二十二年六月十日前に労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付又は障害給付に関する決定を受けた者に係るものを除く。）については、附則第二項の規定にかかわらず、当該障害に係る障害年金等の支給事由が生じた日から、この省令による改正後の船保規則別表第一又は別表第二の規定を適用する。

5　この省令の施行前に生じた被保険者又は被保険者であった者の職務上の事由又は通勤による死亡について、船員保険法の規定による遺族年金又は遺族一時金が支給される場合であって、当該被保険者又は被保険者であった者の遺族に、この省令による改正前の船保規則別表第二の五級第一四号又は七級第一〇号に該当する障害を有する者があるとき（当該死亡に関し、平成二十二年六月十日前に労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付又は遺族給付に関する決定を受けたときを除く。）における当該遺族の障害の状態に関する船保規則別表第一又は別表第二の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、この省令による改正後の船保規則別表第一又は別表第二の規定を適用する。